

雇用保険関係の届出に係る押印見直しについて ～原則届出への押印が不要となります～

令和2年12月25日付けの省令改正等に伴い、雇用保険関係の各種届出等における事業主および申請者の押印欄等が見直され一部廃止されました。

押印欄等が存続する雇用保険関係の主な届出・申請については、以下のとおりです。

届出書類等		必要となる押印
事業主・事業所関係	雇用保険適用事業所設置届	裏面22欄の登録印
	雇用保険事業主事業所各種変更届	裏面27欄の登録印
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	8欄の選任代理人が使用する印鑑
雇用継続給付関係	高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書	事業主印 ※事業主経由での申請の場合は押印不要 ※2回目以降の申請書の押印欄等は廃止
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書	安定所提出用の事業主印 ※事業主経由での申請の場合は押印不要
就職促進給付関係	再就職手当支給申請書	事業主印
	就業促進定着手当支給申請書	事業主印
	常用就職支度手当支給申請書	事業主印

※上記一覧に記載のものがすべてではありません。

- ・被保険者の個人情報が含まれる事業所別被保険者台帳（写し）の交付や、各種再交付申請については、原則として事業主印が必要となります。
- ・各種申請のために証明する書類について、事業主印が必要となるものがあります。（採用証明書等）

※各種届出における訂正印については、本改正での廃止は行われなかったため、従来通りの取扱いとなります。

※各届出時の委任状の委任者印についても、従来通りの取扱いとなります。

「24時間・365日申請可能」で「個人情報の持ち運び不要」となる
電子申請 の利用をご検討ください。

